

平成29年6月15日（木曜日）

---

議 事 日 程

平成29年6月15日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第20号 専決処分の承認を求める件から議案第22号 平成29年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、並びに陳情第3号 精神障がい者の交通運賃割引の適用を求める意見書採択の陳情  
（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議案第23号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第2 議案第24号 舟橋村農業委員会委員任命の件  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第3 議員提出議案第1号 精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第4 議長辞職の件

追加日程第5 議長の選挙の件

追加日程第6 副議長辞職の件

追加日程第7 副議長の選挙の件

追加日程第8 常任委員会委員選任の件

追加日程第9 議会運営委員会委員選任の件

追加日程第10 議会広報特別委員会委員選任の件

追加日程第11 地方創生特別委員会委員選任の件

追加日程第12 選挙第1号 富山地区広域圏事務組合議会議員選挙の件

追加日程第13 選挙第2号 中新川広域行政事務組合議会議員選挙の件

追加日程第14 選挙第3号 富山県東部消防組合議会議員選挙の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（8名）

1番	田村馨君
2番	杉田雅史君
3番	吉川孝弘君
4番	森弘秋君
5番	明和善一郎君
6番	川崎和夫君
7番	竹島貴行君
8番	前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
副村長	古越邦男君
教育長	高野壽信君
総務課長	松本良樹君
生活環境課長	吉田昭博君
会計管理者	田中勝君
代表監査委員	吉川良二君

---

職務のため出席した事務局職員

事務局長	前原靖
------	-----

---

午前10時00分 開議

○議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成29年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

議案第20号から議案第22号まで並びに陳情第3号

○議長（明和善一郎君） 日程第1 議案第20号 専決処分の承認を求める件から議案第22号 平成29年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの3件並びに陳情第3号 精神障がい者の交通運賃割引の適用を求める意見書採択の陳情を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（明和善一郎君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長 竹島貴行君。

○総務教育常任委員長（竹島貴行君） おはようございます。

本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第20号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第21号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（明和善一郎君） 次に、産業厚生常任委員長 前原英石君。

○産業厚生常任委員長（前原英石君） それでは、私のほうから、産業厚生常任委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第20号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第21号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管部分及び議案第22号 平成29年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 精神障がい者の交通運賃割引の適用を求める意見書採択の陳情については、全会一致で採択とするものであります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（明和善一郎君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（明和善一郎君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（明和善一郎君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

7番 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） 私は、結論として、平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）にある民生費の児童福祉総務費の認定こども園建設に係る総合管理業務委託料243万円は、認めるべきではないという立場から、討論を行います。

来年4月に認定こども園を開園するため、現在敷地造成工事が進められていることはご存じのとおりです。ここでの工事は認定こども園を開園するための工事ですから、メーンは建築工事であります。

工事の流れを確認する上で経緯を申し上げます。前回の3月議会で29年度予算案を

承認したわけでありますが、敷地内の埋蔵文化財発掘調査が必要になったということで、急遽、日程の最後に、追加議案として調査委託費の承認を求める議案が議会へ提出されました。議会では急な議案の追加で混乱した面もありましたが、最終的には認定こども園を開園するための必要な調査であることを認め、当議案を可決、承認したところであります。

発掘調査委託は1,998万円で発注され、調査も順調に推移し、予定どおり5月20日に無事終わったと報告を受けたところであります。そして、次の工事として、村から、敷地造成工事が3,888万円で発注され、現在この工事も予定どおりに進んでいると聞いています。

問題は認定こども園を来年4月に開園させることですが、建築工事も含めて、工程的には間に合うという説明を受けていたところです。ここでのメイン工事は園舎の建築工事ですが、この工事は、事業運営する富山Y M C A福祉会が発注します。

富山Y M C A福祉会は民間事業者であり、当然のことながら、建築工事は民間工事であります。近々この建築工事も入札の上、発注されると聞いていますが、いずれの工事計画も当初予定どおり、問題なく進んでいると聞いています。

しかし、急遽この6月議会に、4月からスタートしたばかりの29年度予算の補正として総合管理業務委託料243万円が計上されました。29年度当初から予算に当業務委託料が組み込まれていたのならともかく、2カ月しか経過していない現時点に、総合管理業務委託の補正予算が計上されることに唐突感や違和感を覚えるのは、私だけでしょうか。

全員協議会では、認定こども園を開設するため、前面道路となる村道改良工事が今後村から発注され、保育園や小学校、公園、中学校が近接する場所で工事がふくそうすることから、技師のいない村として安全面や工程調整を考慮して総合管理業務を外部へ委託したいという説明でありました。

私は、工事を遂行する上で、安全という不可欠な要素は否定しません。しかし、計画どおりという説明と急遽補正計上された総合管理業務委託案件には、整合性がないと考えます。全員協議会で議案説明を受けた後、産業厚生常任委員会での審議を聞いていても、私が納得できるものではありませんでした。

常任委員会では、予算計上の見積もりと発注業務内容を記した特記仕様書と見積書が資料として提示されました。その管理業務目的は建築、造成、村道改良の3工事を円滑

に進めるため、コンサルが各工事施工者と工程調整を行うために請負業者を招集し、6月から8月は週1回、9月から1月は2週間に1回の打ち合わせを行うというものです。また、金額見積もりの内容は、予算の3分の2が現場経費であり、残りの3分の1はコンサルタント会社の利益を含む会社経費となっています。

この内容では、村が議会に説明する目的に資するものとは到底思えず、貴重な税金の無駄遣いに終わるのではないかと危惧します。

認定こども園の開園は来春4月からと早くから決まっており、開園に向けた準備も当然のこととして計画されてきました。そして、村は埋蔵文化財発掘調査、敷地造成工事を発注しました。指名競争入札において村が指名する業者は村の指名責任が問われますので、品質、安全、工期等に責任が持てる力量を持ち、契約を遂行できる会社であることは当然であり、村は多面的な能力審査を経て責任施工のできる、信頼できる会社を指名しています。

同じく認定こども園を運営する富山Y M C A福祉会は、民間事業者の責任において、能力のある、信頼できる建設会社へ建築工事を発注するものと考えます。

重ねて言いますが、それぞれ工事を担う会社は、自分の本分である品質、安全、工期に責任を持って対応できるという条件で工事を受注します。なぜなら、自分たちの使命を全うする社会責任を負っているからです。そのために業者同士は、工事を遂行する上で自発的に打ち合わせを行い、工事を工期内に責任を持って完成させるはずで、村や富山Y M C A福祉会は、発注者責任として、業者同士協力調整するよう申し添えておけばよいと考えています。

村と富山Y M C A福祉会の間には、瑕疵責任が存在するとは聞いていません。また、建築工事では、設計事務所の設計監理が普通行われます。

ここで、村発注の公共工事だけならともかく、民間工事にまで村が管理しようとすることは越権行為とならないか心配します。また、業者にとっては、工事を遂行する上で足かせになるかもしれません。しかし、あえて総合管理をするというのであれば、計画に不備があるということ認めることになるのではないかと心配します。

そして、その責任は誰にあるのか。行政の監視チェック責任を負っている議会の一員として、また住民を代表する議員として問わなければならないことだと考えています。

また、このような税金の使い方に住民の皆さんは納得するでしょうか。産業厚生常任委員会では、当案件については可決すべきものと決しましたが、私は一議員として、当

案件を含む29年度一般会計補正予算の反対を表明するとともに、補正予算の修正を求め、議員各位の賛同を期待し、私の討論とします。

○議長（明和善一郎君） 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（議案の採決）

○議長（明和善一郎君） これより採決いたします。

まず、議案第20号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

（陳情の採決）

○議長（明和善一郎君） 次に、本定例会に付議された陳情第 3 号 精神障がい者の交通運賃割引の適用を求める意見書採択の陳情について採決します。

この陳情に対する産業厚生常任委員長の報告は採択とするものであります。

この陳情について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、陳情第 3 号については採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日 程 の 追 加

○議長（明和善一郎君） お諮りします。ただいま、村長から、議案第 2 3 号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件及び議案第 2 4 号 舟橋村農業委員会委員任命の件が提出され、吉川議員から、議員提出議案第 1 号 精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書が提出されました。

議案第 2 3 号を追加日程第 1 に、議案第 2 4 号を追加日程第 2 に、議員提出議案第 1 号を追加日程第 3 に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号を追加日程第 1 に、議案第 2 4 号を追加日程第 2 に、議員提出議案第 1 号を追加日程第 3 に追加し、議題とすることに決定しました。

まず、追加日程第 1 議案第 2 3 号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件及び追加日程第 2 議案第 2 4 号 舟橋村農業委員会委員任命の件の 2 件を一括議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（明和善一郎君） 提案理由の説明を求めます。



村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） ただいま追加提案いたしました議案第 2 3 号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件につきましては、北岡正弘委員が平成 2 9 年 6 月 2 1 日をもって任期満了となります。引き続き北岡正弘氏にお願いいたしたいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第 2 4 号 舟橋村農業委員会委員任命の件につきましては、農業委員会等に関する法律が改正され、農業員会の委員は議会の同意を得て村長が任命することとなったため、別紙にあります 1 2 名を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（明和善一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（明和善一郎君） これより、議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号の 2 件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（明和善一郎君） お諮りいたします。議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号の 2 件については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

○議長(明和善一郎君) これより、採決いたします。

まず、議案第23号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件について採決します。

議案第23号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(明和善一郎君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号 舟橋村農業委員会委員任命の件について採決します。

本件については、私が除斥の対象となりますので、ここで退席させていただきます。

[明和善一郎議長が退場、森 弘秋副議長が議長席に着席]

○副議長(森 弘秋君) 議事の都合により、私、副議長が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これから、議案第24号 舟橋村農業委員会委員任命の件について採決します。

議案第24号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(森 弘秋君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

[休憩中に、明和善一郎議長が入場し議長席に、森 弘秋副議長が自席に着席]

午前10時25分 再開

○議長(明和善一郎君) ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 議 員 提 出 議 案 第 1 号

○議長(明和善一郎君) 次に、議員提出議案第1号 精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書を議題とします。

(提案理由の説明)

○議長(明和善一郎君) 提案理由の説明を求めます。

3番 吉川孝弘君。

○3番(吉川孝弘君) 私は、川崎和夫君、明和善一郎君、前原英石君の賛同を得て、議員提出議案第1号 精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書について提案するものであります。

意見書を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のために施策に取り組むべきことを定めている。

また、障害者差別解消法の平成28年4月1日の施行にあわせて、本県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆がともにいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行された。

本村においても障がい及び障がいのある人の現状と課題について理解を深め、障がいの有無によってわけへだてられることのない社会づくりに、取り組んでいかなければならない。

障がい者の自立や社会参加を促進し共生社会を実現するためには、移動手段の確保は必要不可欠であり、このことから鉄道や航空機などの公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは少なく、大きな格差が生じている。

よって、国会及び政府におかれましては、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

舟橋村議会

○議長(明和善一郎君) 提案理由の説明が終わりました。

(質 疑)

○議長(明和善一郎君) これより、この案件に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(明和善一郎君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

○議長(明和善一郎君) お諮りいたします。この案件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(明和善一郎君) ご異議なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(明和善一郎君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

○議長(明和善一郎君) これより、採決いたします。

議員提出議案第1号 精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書について採決します。

議員提出議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(明和善一郎君) 起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先、方法については、議長にその取り扱いを一任されるようお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

〔休憩中に、明和善一郎議長が退場、森 弘秋副議長が議長席に着席〕

午前10時31分 再開

○副議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 議 長 辞 職 の 件

○副議長（森 弘秋君） 議長の明和善一郎君から、議長の辞職願が提出されております。

追加日程第4 議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を事務局長より朗読させます。

○事務局長（前原 靖）

#### 辞 職 願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

舟橋村議会議長 明和善一郎

以上であります。

○副議長（森 弘秋君） お諮りします。

明和善一郎君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、明和善一郎君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

明和議員、入場願います。

〔明和善一郎君が入場〕

○副議長（森 弘秋君） 明和善一郎君より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

明和善一郎君。

○（明和善一郎君） 一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

議員の皆さん方の協力を得ながら、2年余りの間、議長を務めさせていただきました。

本当にありがとうございました。また、当局のほうも、いろいろとお世話になり、あり

がとうございました。また、後ろにおられます報道の関係者の皆さんにも、2年間にわたりまして、いろいろと報道していただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

2年間を振り返りますと、天皇陛下とお会いすることが2遍ありました。全国豊かな海づくり大会、それと先日行われた全国植樹祭であります。2回わたり天皇陛下を目の前にするということも、この議長をしておればこそなし得たことかなというふうに思っておりますし、議場へ子どもたちが来てくれたのも、いい思い出だったというふうに思います。

これも皆さん方の協力のおかげでございますので、本当に心からお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

---

### 議 長 の 選 挙 の 件

○副議長（森 弘秋君） ただいま、議長が欠員となりました。

追加日程第5 議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に

川 崎 和 夫 君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました川崎和夫君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました川崎和夫君が議長に当選されました。

議長に当選されました川崎和夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

議長に当選されました川崎和夫君より就任の挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

川崎和夫君。

○（川崎和夫君） このたび、議員各位のご推挙により、議長に就任いたしました川崎です。身に余る光栄に存じますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。議長として果たすべき責任の重さと使命の大きさに決意を新たにしているところでございます。

議会の大事な仕事は、住民の声を行政に反映させることにあります。多様化する住民のニーズに応えるよう、また舟橋村の発展と村民福祉の向上に職責を全うするつもりであります。

今、地方議会は、開かれた議会としてのあり方について注目されております。村民の安全・安心と、そして住んでよかったと思われる村づくりのため全力を尽くしていきたいと思っております。議員各位及び村当局、村民各位のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく申し上げます。

○副議長（森 弘秋君） 新議長の挨拶が終わりました。

これで、議長を交代いたします。

〔森 弘秋君が退場、川崎和夫君が議長席に着く〕

○議長（川崎和夫君） これより、議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

---

## 副 議 長 辞 職 の 件

○議長（川崎和夫君） 副議長の森 弘秋君から、副議長の辞職願が提出されております。

追加日程第6 副議長辞職の件を議題とします。

まず、その辞職願を事務局長から朗読させます。

○事務局長（前原 靖）

#### 辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

舟橋村議会副議長 森 弘秋

以上であります。

○議長（川崎和夫君） お諮りします。

森 弘秋君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、森 弘秋君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森議員、入場願います。

〔森 弘秋君が入場〕

○議長（川崎和夫君） 森 弘秋君より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

森 弘秋君。

○（森 弘秋君） 2年間、議員各位の皆さん、そして村当局の皆さん、ご協力ありがとうございました。

本当にありがとうございました。

---

#### 副 議 長 の 選 挙 の 件

○議長（川崎和夫君） ただいま、副議長が欠員となりました。

追加日程第7 副議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に

森 弘 秋 君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました森 弘秋君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました森 弘秋君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました森 弘秋君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

副議長に当選されました森 弘秋君より就任の挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

森 弘秋君。

○（森 弘秋君） ただいま議員各位から温かくご推挙いただきました森でございます。

これからも議長を補佐し、より安心・安全な舟橋村並びに健康日本一の舟橋村を目指し、そして開かれた議会を目指し頑張っていきますので、よろしくご声援をお願いいたします。

ありがとうございました。

---

#### 常 任 委 員 会 委 員 選 任 の 件

○議長（川崎和夫君） 次に、追加日程第8 常任委員会委員選任の件を議題といたしま

す。

先ほど総務教育常任委員会の委員4名及び産業厚生常任委員会の委員4名から辞表が提出されております。

お諮りします。この際、総務教育常任委員会の委員4名及び産業厚生常任委員会の委員4名の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように許可することに決定しました。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、総務教育常任委員会委員に

1番 田村 馨 君

5番 明和 善一郎 君

6番 川崎 和夫

8番 前原 英石 君

以上4名を

産業厚生常任委員会委員に

2番 杉田 雅史 君

3番 吉川 孝弘 君

4番 森 弘秋 君

7番 竹島 貴行 君

以上4名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### 議会運営委員会委員選任の件

○議長（川崎和夫君） 次に、追加日程第9 議会運営委員会委員選任の件を議題といた

します。

先ほど、議会運営委員会の委員 3 名から辞表が提出されております。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の委員 3 名の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように許可することに決定しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、

1 番 田 村 馨 君

4 番 森 弘 秋 君

5 番 明 和 善 一 郎 君

以上 3 名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 3 名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### 議会広報特別委員会委員選任の件

○議長（川崎和夫君） 次に、追加日程第 10 議会広報特別委員会委員選任の件を議題といたします。

先ほど、議会広報特別委員会の委員 4 名から辞表が提出されております。

お諮りします。

この際、議会広報特別委員会の委員 4 名の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように許可することに決定しました。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、

1 番 田 村 馨 君

3番 吉川孝弘君

4番 森弘秋君

5番 明和善一郎君

を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

### 地方創生特別委員会委員選任の件

○議長（川崎和夫君） 次に、追加日程第11 地方創生特別委員会委員選任の件を議題といたします。

先ほど、地方創生特別委員会の委員4名から辞表が提出されております。

お諮りします。

この際、地方創生特別委員会の委員4名の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように許可することに決定しました。

お諮りいたします。

地方創生特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、

2番 杉田雅史君

3番 吉川孝弘君

7番 竹島貴行君

8番 前原英石君

以上4名の諸君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の諸君を地方創生特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

## 富山地区広域圏事務組合議会議員選挙の件

○議長（川崎和夫君） 次に、追加日程第12 選挙第1号 富山地区広域圏事務組合議会議員選挙の件を議題といたします。

富山地区広域圏事務組合議会議員・明和善一郎君から組合議会議長宛てに辞表が提出されております。

この際、組合同約第7条第2項の規定により、富山地区広域圏事務組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

富山地区広域圏事務組合議会議員に私、

川 崎 和 夫

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました川崎和夫を富山地区広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、私、川崎和夫が富山地区広域圏事務組合議会議員に当選しました。

---

## 中新川広域行政事務組合議会議員選挙の件

○議長（川崎和夫君） 追加日程第13 選挙第2号 中新川広域行政事務組合議会議員選挙の件を議題といたします。

中新川広域行政事務組合議会議員の議員3名から組合議会議長宛てに辞表が提出されております。

この際、直ちに中新川広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中新川広域行政事務組合議会議員に、

1番 田村 馨 君

2番 杉田 雅史 君

8番 前原 英石 君

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名を中新川広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名が中新川広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

---

## 富山県東部消防組合議会議員選挙の件

○議長（川崎和夫君） 次に、追加日程第14 選挙第3号 富山県東部消防組合議会議員選挙の件を議題といたします。

富山県東部消防組合議会議員の議員2名から組合議会議長宛てに辞表が提出されております。

この際、組合同規約第6条第2項の規定により、富山県東部消防組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

富山県東部消防組合議会議員に、

5番 明 和 善一郎 君

6番 川 崎 和 夫

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました2名を富山県東部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2名が富山県東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま富山県東部消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

これより、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前10時59分 再開

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 各委員会委員長、副委員長の互選結果の報告

○議長（川崎和夫君） 休憩中に、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会及び地方創生特別委員会において正・副委員長互選の結果、

総務教育常任委員会委員長に 明 和 善一郎 君

同副委員長に 田 村 馨 君

産業厚生常任委員会委員長に 森 弘 秋 君

同副委員長に 杉 田 雅 史 君

議会運営委員会委員長に 明 和 善一郎 君

同副委員長に 森 弘 秋 君

議会広報特別委員会委員長に 吉 川 孝 弘 君

同副委員長に 森 弘 秋 君

地方創生特別委員会委員長に 前 原 英 石 君

同副委員長に 竹 島 貴 行 君

がそれぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

---

#### 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（川崎和夫君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、



各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

---

○議長（川崎和夫君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

---

#### 村 長 挨拶

○議長（川崎和夫君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました専決処分の承認案件 1 件、予算案件 2 件、報告案件 1 件、追加いたしました人事案件 2 件の計 6 案件につきまして、同意・可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

一般質問におきまして、舟橋村の歴史的資産の保全についての質問をいただきました。ご存じのとおり、村内には竹内天神堂古墳や埋蔵文化財の出土品をはじめとして多くの歴史的埋蔵文化財があります。特に、これからの村を担う子どもたちには、昨年 5 月に発刊いたしました「舟橋村史」から、本村の誕生にかかわる長い歴史を学ぶことで村への愛着と誇りを持ってもらうとともに、これからのよりよいまちづくりの一助としてもらいたいと思っております。また、この件につきましては、舟橋村の未来を託すという観点から、今後そのあり方等につきまして十分検討した上で来年度予算に盛り込んでまいる所存でありますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。次第であります。

終わりになりますが、議員の皆様には、時節柄健康に十分ご留意されますようご祈念申し上げて、簡単でございますけれども、閉会のご挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

## 閉 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成 29 年 6 月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 11 時 03 分 閉会